

競争的資金等の不正防止に関する方針

西日本工業大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定（平成26年2月18日改正））に基づき、競争的資金等の適正な管理・運営をするために必要な事項を定め以下の取組を行う。

1. 学内の責任体系の明確化

本学の競争的資金等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、適切にリーダーシップを発揮する。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、機関全体の具体的な対策を策定・実施するとともに、実施状況の確認及び最高管理責任者への報告など、公的研究費の管理・運営について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、地域・産学連携センター長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・運営に関するコンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング、改善指導など、実施状況の確認及び統括管理責任者への報告を行うものとし、地域・産学連携センター長をもって充てる。

2. 適正な管理・運営の基盤となる環境の整備

ガイドライン及び行動規範等の理解不足による競争的資金等の不正使用を防止する観点から、以下の取組を実施する。

- (1) 行動規範の策定
- (2) 教職員へのコンプライアンス教育（研究倫理教育を含む）の実施
- (3) 学生及び大学院学生へのコンプライアンス教育（研究倫理教育を含む）の実施
- (4) 科学研究費助成事業に関するルール等説明会の実施

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 競争的資金等に関する不正を防止することを目的とし、不正防止計画を策定し、定期的に見直しを行う。
- (2) 不正発生の要因を把握し、不正防止計画を推進する「不正防止委員会」を置く。

4. 研究費の適正な管理・運営活動

- (1) 公的研究費の予算執行及び経理に関する業務管理を西日本工業学園経理責任者（以下、「経理責任者」という）に委任し、事務は学務課、デザイン学部事務室及び財務室（以下「事務管理部署」という。）が行う。
- (2) 10万円以上の物品に関しては、事務担当者と研究者が検収確認を行うとともに、備品登録を行い、適切に管理する。
- (3) 10万円未満の換金性の高い物品として指定された物品に関しては、備品登録を行い、適切に管理する。
- (4) 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等）に関する検収については、専門的知識を有する者に検収を依頼する
- (5) 取引業者に対しては、最初取引を行なう際に誓約書の提出を義務付け、不正な取引に関与した場合には取引停止等の適切な処分を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の不正使用等に関する機関内外からの告発及び相談に適切に対応できるよう、以下の窓口を設置する。

●教職員及び取引業者の相談・告発窓口

- (1) 相談・告発窓口の名称：学務課 学務課長
- (2) 相談・告発窓口の場所：おぼせキャンパス 2F
- (3) 受付方法：書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談
- (4) 連絡先 TEL：0930-23-1493
FAX：0930-24-7900
Mail：compl@nishitech.ac.jp

●学生等の相談・告発窓口

- (1) 相談・告発窓口の名称：学生支援課（工学部）、デザイン学部事務室（デザイン学部）
- (2) 相談・告発窓口の場所：おぼせキャンパス（工学部）、小倉キャンパス（デザイン学部）
- (3) 受付方法：書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談
- (4) 連絡先 TEL：0930-23-1494（学生支援課）、093-563-2221（デザイン学部）
FAX：0930-24-7900（学生支援課）、093-563-2220（デザイン学部）
Mail：compl@nishitech.ac.jp

6. モニタリングの在り方

競争的資金等の執行に関する内部監査部門によるモニタリングを、大学全体の視点から毎年度定期的実施する。